

協会等による地域公共交通等燃料価格高騰対策支援事業（トラック）補助金交付要領

令和4年12月23日制定

（通則）

第1条 この要領は、一般社団法人福井県トラック協会（以下「協会」という。）が、実施する地域公共交通等燃料価格高騰対策支援事業（トラック）補助金（以下「補助金」という。）に関して必要な事項を定め、その業務の適正かつ円滑な実施に資することを目的とする。

（目的）

第2条 原油価格高騰の影響により、経営に大きな影響が生じているトラック事業者に対し、燃料価格高騰分を支援することで、物流サービスの確保・維持を図る。

（補助対象者）

第3条 補助対象者は、次の各号のすべてを満たす者とする。

- （1）貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条に規定する貨物自動車運送事業を行い、福井県内に本社を置く者
- （2）トラック事業者として、引き続き事業を実施する意思があること
- （3）申請時点において、県税の滞納がない者であること
- （4）令和4年4月1日から申請日までの間に、事業の停止処分を受けていない者であること

（補助金の額および車両区分）

第4条 補助金および車両区分の額は、別表1のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

2 補助対象車両は、令和4年12月1日時点で補助対象者が使用している車両のうち、福井県内に使用の本拠の位置があり、有効な自動車検査証の交付を受け、貨物自動車運送事業の用に供する自動車とする。ただし、霊柩車、二輪車および被けん引車は除く。営業用特種用途自動車で貨物自動車に類するもの（冷蔵冷凍車等）については、普通・小型・軽自動車の区分に応じて補助額を決定する。

3 車両の数の算定にあたっては、令和4年12月1日時点で使用している車両とし、申請日までの間に減車した車両については、代替車両がある場合は対象とするが、減車のみの場合は対象外とする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付申請をしようとする者は、次の各号に掲げる書類を添付し、地域公共交通等燃料価格高騰対策支援事業（トラック）補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書（様式第1号）を協会に提出するものとする。

- （1）補助金対象車両の自動車検査証または自動車検査証記録事項の写し
- （2）対象車両一覧表（様式第2号）
- （3）補助金の振込先口座の通帳の写し（名義人、金融機関名、支店名、預金種目、口座番号が確認できるもの）
- （4）その他協会が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 協会は、前条による補助金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付を決定し、地域公共交通等燃料価格高騰対策支援事業（トラック）補助金交付決定通知書（様式第3号）により、補助対象者に通知するとともに、補助金を補助対象者に支払うものとする。

(補助金の返還)

第7条 協会は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、期限を定めて補助金の返還を命ずることができる。

- (1) 本要領の規定に違反したとき
- (2) 補助金の交付決定の条件に違反したとき
- (3) 補助金交付申請書に虚偽の記載をしたとき

(補助事業の経理)

第8条 交付決定を受けた補助対象者は、補助金に係る経理を明確にするとともに、会計年度終了後5年間保存しておかなければならない。

(立入検査)

第9条 協会は、補助金交付事業の適正を期するため、必要に応じて補助対象者に対して報告させ、または協会等が指定する者により、補助対象者の事務所等に立ち入り関係書類等を検査させ、もしくは関係者に質問することができるものとする。

(その他)

第10条 この交付要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この交付要領は、令和4年12月23日から施行する。

別表 1 （ 4 条関係）

区分	1 台当たり補助額	区分の説明	
		自動車検査証の記載事項	
		自動車の種別	用途
普通車	3 0， 0 0 0 円	普通	貨物、特種
小型車	8， 0 0 0 円	小型	貨物、特種
軽自動車	5， 0 0 0 円	軽自動車	貨物、特種

※令和 4 年 1 2 月 1 日時点で補助対象者が使用し、福井県内に使用の本拠の位置があり、有効な自動車検査証の交付を受け、貨物自動車運送事業の用に供する自動車。ただし、霊柩車、二輪車、被けん引車は除く。

※営業用特種用途自動車で貨物自動車に類するもの（冷蔵冷凍車等）の区分については、自動車検査証に記載された「自動車の種別」（普通・小型・軽自動車）とする。